

川崎市障害者施策推進連絡会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく川崎市障害者計画等の策定を円滑に推進し、かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、川崎市障害者施策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所管事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）川崎市障害者計画等の策定に関する事項
- （2）その他川崎市障害者計画等の推進に関し必要な事項

（組織）

第4条 連絡会議は、座長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。
- 3 座長は、連絡会議を主宰する。
- 4 委員は、別表に掲げる課長職等をもって充てる。
- 5 座長は、別表に掲げる職にある者のほか、必要に応じ臨時委員を任命することができる。

（会議）

第5条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

（事務局）

第6条 連絡会議の事務局は、障害計画課とする。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。

川崎市障害者施策推進連絡会議名簿

（座長 健康福祉局障害保健福祉部長）

No.	所 属	委 員
1	総務企画局	企画調整課長（健康福祉局を所管する担当課長）
2		公共施設総合調整室担当課長（健康福祉局を所管する担当課長）
3		庶務課長
4		行政改革マネジメント推進室担当課長（健康福祉局を所管する担当課長）
5	財政局	財政課長
6	市民文化局	企画課長
7	経済労働局	企画課長
8	こども未来局	企画課長
9	まちづくり局	企画課長
10	建設緑政局	企画課長
11	危機管理本部	危機管理部担当課長
12	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
13	健康福祉局	総務部担当課長〔危機管理・災害福祉〕
14		庶務課長
15		企画課長
16		施設課長
17		地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
18		高齢者事業推進課長
19		障害計画課長
20		障害者施設指導課長
21		障害福祉課長
22		精神保健課長
23		障害者社会参加・就労支援課長
24		保健医療政策課長
25		国民年金・福祉医療課長
26		総合リハビリテーション推進センター総務・判定課長
27		総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長
28		総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長